

3	回答	<p>化することとしています。</p> <p>今後とも相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がい当事者とも連携し、取組みを進めてまいります。</p>		<p>たところ。引き続き推進方針を踏まえ、手話通訳者派遣事業など施策の充実に努めてまいります。</p>
	項目	<p>手話や点字など障がい者のコミュニケーション手段を保障するとともに、法律に基づいた聴覚障がい者情報提供施設の設置と情報通信ネットワークの一層の充実に要望する。</p> <p>また、手話教育や日常生活における手話によるコミュニケーションを保障する手話言語法の制定をより一層国に働きかけるとともに、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づき、手話通訳者の養成事業ならびに手話通訳者派遣事業のさらなる充実がなされるよう要望する。</p>	5-1	<p>「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」に基づき、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層努められるとともに、大阪市が率先して障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続にも努められるよう要望する。</p> <p>【担当】 人事室 人事課 (人事グループ) 電話：06-6208-7431</p> <p>法定の障がい者雇用率については、2.5%と定められておりますが、市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和元年6月1日現在で2.77%となっております。</p> <p>今後も引き続き、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。</p>
4	回答	<p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>コミュニケーションの支援は障がい者支援の重要な課題であり、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成として、手話通訳者、手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも適切な支援を実施できるよう取組んでまいります。</p> <p>また、聴覚障がい者情報提供施設について設置予定はございませんが、引き続き大阪府等とも連携して、必要なサービスの提供に努めてまいります。</p> <p>本市では、平成26年8月市会において、「手話言語法(仮称)の制定を求める意見書」が可決されており、すべての地方公共団体の議会で同趣旨の意見書が可決されていることを踏まえ、全国的な動向も見据えながら、国への働きかけを行ってまいります。</p> <p>また、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき策定した「手話に関する施策の推進方針」を踏まえて施策の充実に努めており、コミュニケーションツールのひとつとして、各区役所でのタブレット端末を使った遠隔手話通訳のサービス等を実施することにより手話が使用できる環境の整備を行ってき</p>	5-2	<p>「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」に基づき、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層努められるとともに、大阪市が率先して障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続にも努められるよう要望する。</p> <p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071</p> <p>本市においては、平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、平成25年10月1日以降、年度ごとに「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」(以下「調達方針」という)を策定しております。</p> <p>調達方針に基づき、本市において障がい者就労支援事業所等に優先的に発注に努めることとしており、本市関係部局に障がい者就労支援事業所等の情報提供も行い、平成31年度(令和元年度)においては、平成30年度発注件数を上回ることを目標としております。</p> <p>今後とも本市関係部局と連携しながら、調</p>